

アーキビスト認証委員会（第8回）議事の記録

1 開催日時 令和3年5月27日（木） 15時00分～17時00分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

(委員長)	高埜 利彦	(学習院大学名誉教授)
(委員長代理)	大友 一雄	(国文学研究資料館名誉教授)
(委員)	井上 由里子	(一橋大学大学院教授)
	大賀 妙子	(国立公文書館アドバイザー)
	太田 富康	(埼玉県立文書館主任専門員)
	井口 和起	(京都府立京都学・歴彩館顧問)

※福井仁史委員（日本学術会議事務局長）は欠席

(内閣府)	杉田 和暁	大臣官房公文書管理課長
(国立公文書館)	鎌田 薫	館長
	中田 昌和	理事
	梅原 康嗣	統括公文書専門官
	幕田 兼治	首席公文書専門官
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

4 議題

- (1) 令和3年度アーキビスト認証の実施について
- (2) 認証アーキビストの更新について
- (3) その他

5 概要

○高埜委員長 ただいまから第8回アーキビスト認証委員会を開会する。本日、井口委員はオンラインでご参加いただく。福井委員は、公務のため本日ご欠席である。また、前回もご出席いただいた杉田和暁公文書管理課長が途中よりご参加いただけると伺っている。

本日の委員会は、出席委員が6名と過半数に達しており、アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる会議として成立している。

それでは初めに、今年度より国立公文書館長に就任された鎌田薫館長より、ご挨拶をいただきたい。

○鎌田館長 本年4月1日付で国立公文書館の館長を拝命した鎌田です。

先生方におかれては、日頃より、アーキビスト認証のみならず、様々な形で国立公文書館の活動にご指導、ご助言を賜り誠にありがとうございます。とりわけ昨年はアーキビスト認証の実施初年度ということで大変ご苦労をおかけしたが、幸い、当初の想定を大きく超える248名からの申請があり、また、先生方に適切に審査いただいた結果として190名の第1期アーキビストの認証ができたことは、ひとえに先生方のご努力によるものと感じており、心から御礼を申し上げる次第である。当館としては、今後、この仕組みを継続、定着させ、さらに認証アーキビストが関係機関において適切に評価され、活用されることを通じて、我が国全体の公文書管理の充実につなげていくことを目指して、さらに努力を続けてい

きたい。

また、本年は公文書管理法施行 10 年、国立公文書館の開館 50 周年という節目の年である。新館の建設計画も着実に進んでいるところであり、これを機に、作成から保存、管理、利用に至るまでの一貫した公文書管理体系の中で国立公文書館が十分な役割を担っていく、また、アーキビストも非常に積極的な役割を担っていくことを実現させたいと考えている。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、重ねてご負担をおかけすることになるが、アーカイブズ界の着実な発展のためにも引き続きご尽力を賜りますよう、何とぞよろしく願い申し上げます。

- 高埜委員長 それでは早速、議題に入っていきたい。議題の 1 番、「令和 3 年度アーキビスト認証の実施について」を事務局よりご説明をお願いしたい。

議題 1 令和 3 年度アーキビスト認証の実施について

- 幕田首席公文書専門官 資料 1、2、3 に基づき説明

今回の議題 1 については、資料 1 から資料 5 までが議題の案件になるが、まず資料 1 から資料 3 を説明したい。その後、今年度の実施スケジュールと、実施要領となる「令和 3 年度認証アーキビスト申請の手引き」について、それぞれ資料 4 と資料 5 に基づき説明したい。

令和 3 年度アーキビスト認証の実施については、3 月 18 日に開催した前回の第 7 回アーキビスト認証委員会において、昨年度の実施結果を踏まえ、事務局から規則の見直し等の論点を提示し、委員会の場でご意見をいただいた。その後、前回の本委員会での審議も踏まえた素案を事務局で作成し、今回の委員会を開催するにあたって各委員へ個別にヒアリングを行った。この個別のヒアリングも踏まえ、認証アーキビスト審査規則及び細則に反映させる必要のある事項をまとめたものが、資料 1 である。

まず、1 つ目の丸の「知識・技能等」については、アーキビストとして必要な知識・技能等を修得できる大学院修士課程における科目として、令和 2 年度では、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻の 5 つの科目修得をもって認めることとした。その後、本年 4 月から、大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースと、島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラムが開講した。各大学よりカリキュラムの詳細な情報を取り寄せた上で、認証アーキビスト審査規則別表 1 に示しているアーキビストとして必要な「知識・技能等」の内容に照らし、体系的に修得できるカリキュラムになっているかについて、当館と各大学の間で確認する作業を行った。その結果が資料 3 である。大阪大学については、資料 3 の 6 ページにあるとおり、6 科目の修得によって、アーキビストとして必要な知識・技能等が修得できるものと認めることができると判断した。また、島根大学については、資料 3 の 12 ページにあるとおり、6 科目の修得によって、アーキビストとして必要な知識・技能等が修得できるものと認めることができると判断した。以上を踏まえ、大阪大学・島根大学に設置された科目を、アーキビストとして必要な知識・技能等を体系的に修得できる科目として追加することとしたい。

次に、資料 1 に戻るが、先ほどご説明した令和 2 年度から認めている学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻の 5 つの科目については、科目名の変更があった。資料 3 の 15・16 ページにあるとおり、変更後の科目も認めることができると判断し、引き続き認めることとしたい。

なお、国立公文書館主催のアーカイブズ研修Ⅰ、Ⅲ及び、国文学研究資料館主催のアーカイブズ・カレッジ（長期コース）の 2 つの研修については、特段の変更はありません。

次に、資料 1 の 2 つ目の丸の「調査研究能力」については、令和 2 年度では「申請の手引き」や館 HP に掲載している「よくある質問（FAQ）」において「調査研究能力」とはどのような能力であるか解説していたが、規程上では明示していなかった。「紀要の論文等」の提出を求める目的、つまり、「紀要の論文等」は、修士課程相当を修了していることと同等の能力があるかどうかを測るために申請者から提出いただくということを、規程上にも明示しておく必要があると判断し、認証アーキビスト審査細則に追記することとしたい。

次に、資料 1 の 3 つ目の丸の「調査研究実績」については、本委員会において、「原著作

物」という文言は著作権法の二次著作物との関係で用いられるとのご指摘があった。当初から解釈していた意味を表す文言となるよう、「申請者の単独、分担又は共同の執筆物」という文言に変更したい。

次に、資料1裏面に移る。アーカイブズに係る調査研究実績として「書評」を追記、調査研究実績の文字数(4,000字)を目安とする、分担執筆、共同執筆、無記名の執筆物に係る確認方法、公表の4点については、審査の取扱いを変えるものでないが、事務局としては申請者にとっても分かりやすく、あるいは誤解のないよう申請していただくことが望ましいことから、規程上に明示することとした。

次に、資料1の裏面の1つ目の丸、「認証可否の通知」については、令和2年度の審査結果の通知の際に、規程上では単に「可否」を伝えることとなっていたが、実際には、審査結果が「否」であった者に対しては、理由を添えて通知したことから、規程上に明示することとした。これは、本委員会から、「否」となった者に対して、次のステップにつなげてもらうためにも、その理由をしっかりと示すほうが望ましいというご意見をいただいたことを踏まえて行なったものである。

次に、資料1裏面の2つ目の丸の「認証アーキビスト名簿の修正」については、事務的なことであるが、一旦公表した名簿を定期的に更新することを規程上に明示することとした。

次の資料1裏面の3つ目の丸の「更新」は、議題2のほうで取り上げるため、後ほど説明させていただく。

次に、4つ目の丸の「異議の申立て」については、現在の認証アーキビスト審査規則及び細則では、単に「必要事項を記載」としていたが、具体的な記載事項を規程上に明示することとした。

このほか、条項間の文言の平仄がずれているものがあつたので、併せて整理を行いたい。

ただいまご説明したものを溶け込ませたものが資料2であり、認証アーキビスト審査規則及び細則の改正部分を示した新旧対照表となる。以上である。

○高埜委員長 委員の皆様から、資料1～3で確認したいこと、あるいはご質問などあれば、ご発言いただきたいと思う。

大阪大学、島根大学の両大学院の科目が新たに加わる話と、学習院大学大学院は科目名の変更ということである。たまたま学習院大学の担当者から話を聞く機会があつたが、従来、学習院大学ではデジタルアーカイブズという言葉を用いた科目名はなかったが、これを国立公文書館の「アーキビストの職務基準書」、認証アーキビストの仕組みと対応させるために科目名を合わせたと、そのような改正の趣旨も聞いたので、ここでご紹介しておく。

○太田委員 質問ではなく、もう少しご説明をお願いしたいところがある。大阪大学、それから島根大学が加わるなど、増えてくるのは良いことだと思う。資料3の6ページや12ページの「科目と審査規則別表1との対応関係」表において、基礎科目群・専門科目群の横軸14項目と、縦軸の6個の授業の対応関係について補足いただきたい。例えば学習院大学は、16ページの横軸の最後の14番「職務全体に係るマネジメント能力」というのは、縦軸の5番の「アーカイブズ学概論Ⅱ」の1科目にしか対応していない。ほかの大学では、大抵1つの項目に対して2つか3つ丸がついているなどの違いがあるが、この違いなど高等教育機関とどのような調整や検討があつたのか説明いただきたい。

○伊藤上席公文書専門官 新規の大阪大学、島根大学の2つの大学、また学習院大学とは、シラバスを取り寄せ、科目の内容を一つ一つ、職務基準書との該当性について確認した。横軸の1番から14番は認証アーキビスト審査規則別表1に基づいている。確認の際には、例えば、大阪大学では、2ページにカリキュラムの詳細をまとめてあるが、シラバスをもとに科目の内容と横軸の項目が、どこに該当するのか、該当しないのかということも含めて事務局において確認していった。その上で、各大学の担当者に、1つずつ科目内容と職務基準書の該当箇所について、間違いはないかを事務局と大学側双方で確認していった。体系的に知識・技能等が修得できる科目となっていることについては相手先の大学とも確認しているが、それぞれの項目をどの程度深くまで求めるか、時間をかけているかということについては、各大学の特色というものもあるので、ある程度幅を持って、自主的な判断にお任せしている。

- 高埜委員長 太田委員、よろしいか。
- 太田委員 はい、結構である。
- 井上委員 資料1の裏面にある「分担執筆、共同執筆、無記名の執筆物に係る確認方法を規定」について、資料2の23ページの認証アーキビスト審査細則第7条第2項を見ると、「調査研究実績が、分担執筆の場合は、担当部分を明記することとする。」と書いてある。分担執筆とは、担当部分が明記されているものをいうように思う。分担執筆という用語の使い方が少し分かりづらいと思う。
- また、「共同又は無記名の執筆の場合」は、発行機関等の責任者から確認を得た書類を添付するとあるが、何の確認を得るのかということが書かれていないので、やや分かりづらいと思う。
- 幕田首席公文書専門官 分かりやすく書くことは大事であるので、委員会終了後に、ご指摘を踏まえて修正案をつくり、各委員に文案をお示し、確認をいただいた後、館で決定するということで進めたい。
- 高埜委員長 では、そのように進めてもらいたい。
- それでは、次に進めていきたい。資料4、5に基づき事務局からご説明をお願いしたい。
- 幕田首席公文書専門官 資料4、5に基づき説明
- 資料4をご覧ください。令和3年度アーキビスト認証の実施スケジュールについては、令和2年度のスケジュールとほぼ同じ日程で行うこととしたい。
- 令和3年度アーキビスト認証の実施要領となる「申請の手引き」は、本日の委員会の審議結果を踏まえて、館長決定をした上で、6月初旬に館のホームページで公表する予定で進めている。
- 前回の委員会でご意見をいただいた受付期間については、昨年と同じ9月1日から30日までの1か月間とし、その後、委員に事前審査をお願いしたいと考えている。審査結果については、12月初旬までに申請者へ通知した上で、年内には認証結果を公表し、令和4年1月1日付で、認証する予定で進めたい。
- 普及啓発については、5月20日に富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会総会講演会に出席してきた。そういった機会なども活用して、アーキビスト認証の仕組みがしっかりと定着していくように、普及啓発の取組を行っていきたい。
- 資料4裏面にうつる。申請者や関係機関向けの説明会については、6月初旬のキックオフを行った後、コロナ禍でもあるのでオンラインを活用しながら、当館主催の全体説明会の実施のほか、各機関からの求めに応じて随時実施したい。全体説明会は準備中であるが、決まり次第、公表・周知する予定である。
- 次に、資料5をご覧ください。「申請の手引き」は、令和3年度のアーキビスト認証の実施要領となるものであるが、令和2年度と考え方は変わっていない。申請方法などは、申請者に対してより分かりやすく、また誤りなく提出いただくため、一部を加筆もしくは訂正している。その部分を中心に説明させていただく。
- 「申請の手引き」の1ページをご覧ください。令和3年度の認証スケジュールは、先ほど説明したとおりである。申請方法について、令和2年度は紙媒体による郵送のみとしていた。今年度はそれに加えて、PDFファイル化された申請書類一式を当館が指定したメールサービスを利用して送信できる仕組みを設けることとした。その具体的な送信方法等は10ページに記載している。
- 12ページをご覧ください。最近、押印の廃止や電子申請の促進が求められていることから、令和2年度は、様式1の⑨申請日・申請者名の欄に自署を求めていたが、今年度は自署を求めず任意とした。同様の理由で、17ページの様式4の⑤所属長等からの確認（機関による記入箇所）の欄について、所属長等から実務経験の記載内容について確認の印をいただくことになっていたが、各機関の扱いに従って証明していただければ構わないとした。
- 続いて、20ページの様式5についてであるが、令和2年度の申請では、③の「紀要の論文等」を記入する欄と、⑥の「アーカイブズに係る調査研究実績」を記入する欄が、一つの表にまとめられており、どちらの区分に該当するかを申請者がチェックして示す様式となっていた。そのため、昨年度は両方にチェックを入れているケースや、いくつか誤解のあるよう

な記載が散見されたので、今年度は、③「紀要の論文等」欄と、⑥「アーカイブズに係る調査研究実績」欄を分けて、できる限り誤りが少なくなるよう変更したい。

24ページからは「よくある質問 (FAQ)」である。本委員会からも、申請者に対してしっかりと伝えていくことが、今後の展開上、望ましいのではないかとのご意見をいただいた。本委員会において具体的な申請事案を審査した中で、方向性が定まり、それが一般化できたものを中心に加筆している。

主な箇所を申し上げますと、29 ページのQ3-9、Q3-10、30 ページのQ4-1の後半部分を追加している。30ページのQ4-2「修士課程相当を修了」した範囲については、修士を修了せず博士の学位を取得する場合もあったので明示している。また、31ページのQ4-6、さらに32ページのQ4-9から34ページのQ4-16に関しても、実際の申請事案を審査する中で昨年度特に多かった事例であり、本委員会での審議が行われ、審査方針が定まったものということで記載した。以上である。

○高埜委員長 資料4のスケジュールと資料5の「申請の手引き」についてご説明をいただいた。この内容に関して、委員から確認、質問があったらお願いしたい。

スケジュールに関しては、これまで議論を重ねてきたが、申請受付の期間は9月1日から30日で昨年同様の期間ということ崩さず、その分、審査期間が若干短くなっている。事務局も大変だが、委員の先生方にも何とか、来年1月1日付での認証を目標にするため、このようなスケジュールになっていることを確認いただければと思う。

○井口委員 今ご説明のあった「申請の手引き」の「よくある質問」の34ページ、Q4-16の「アーカイブズに係る調査研究実績」に文字数の目安があるかという問いにおいて、「一体的かつ連続した成果物」とあるが、この「連続」とは具体的にどういう意味か。例えば、館などが逐次刊行物のようにして出しているものの中に、1号目と2号目に必ず続きが載っているものでないと駄目だということか。それとも、一体的であれば、続きの号は飛ばして、次にまた同じ連続したものとして書かれているものは、「かつ連続」となるのか。少し意味が取りにくかったため、どういうイメージで書かれたのか教えていただきたい。

○幕田首席公文書専門官 井口委員のご発言いただいたとおりである。いわゆる連載というイメージを持っている。1号、2号、3号、4号、5号というふうに連続していなければいけないわけではなく、例えば1号と3号を併せて、調査研究実績の上と下という意味であれば、「一体的かつ連続した成果物」であるとした。ただし、いろいろな刊行物に掲載した異なる内容の成果物の文字数を合算するということは、今回は認めないということである。

○井口委員 了解した。

○高埜委員長 ほかの箇所でも確認したいことがあれば、お願いしたい。

○大友委員 昨年の申請状況を見ると、多くの申請があった館や地域と、あまり申請がなかった館や地域など、結構ばらつきがあったようにも思えたが、その辺について主体的な取組を行う予定はあるか。

○幕田首席公文書専門官 本日の議題の最後の「その他」で説明する予定ではあるが、現在、都道府県の設置している公文書館等に対して、アンケートを実施している。

また、先ほど申し上げた5月20日に富山県に伺ったときも、富山県公文書館長とお話ししてきた。館の管理職間で意見交換するなど一つ一つ地道に行っていくしかないのかなと正直思っている。6月10日には全国公文書館長会議があり、アーキビスト認証について説明する時間を設けているので、そういった場で全国の公文書館長等に対して呼びかけをしたいと考えている。

また、日本歴史学協会や全国歴史資料保存利用機関連絡協議会などのアーカイブズ関係機関の人たちのご協力をいただきながら、進めていけたらとも思っている。

こういった呼びかけを、地道に日々続けていきたいと思っているところである。

○高埜委員長 ほかに何かご意見があればお願いしたい。

第1回目の審査に当たって、認証委員会で議論を重ねてきた箇所については、今回、「よくある質問」で明確に記されているので、審査時間は少し軽減できるような気がしている。

この後、議題2に進んだあとでも、議題1に戻ってご議論いただいても結構である。資料4の実施スケジュールにあるように、本日の認証委員会を経て、来月、6月上旬に認証の手

続に係るスケジュールを公表して、第2年次に当たる令和3年度の認証のスタートを切るということになるが、ここまでで、何かご意見はないか。

それでは、議題2に進みたい。議題2は「認証アーキビストの更新について」である。まず事務局よりご説明をお願いしたい。

議題2 認証アーキビストの更新について

○幕田首席公文書専門官 資料6に基づき説明

資料6については、「1 検討事項」と「2 意見交換事項」に分かれている。まず「1 検討事項」についてご説明し、委員の皆様にご議論いただいて、一定の方向性をいただいた後、「2 意見交換事項」に進みたい。

それでは、資料6の「1 検討事項」の「認証更新できなかった場合の措置」について説明させていただく。

まず、「更新」の考え方については、認証アーキビストとしての有効期間を5年間としていることから、その期間が切れる年に、認証アーキビストとして活動した5年間の実績について認証委員会で審査し、更新の可否を判断する仕組みとなっている。したがって、ここで「否」となった場合又は更新申請がなかった場合は、有効期間満了後「認証アーキビスト」の名称は使用できなくなる。このような「否」となった人、あるいは更新申請しなかった人に対しての更新の仕組みを新たに設けたい。意見がまとまれば、今回の令和3年度のアーキビスト認証の実施に合わせて6月初旬に公表したいというのが事務局の案である。

資料5の「申請の手引き」にある具体的な事例でご説明したい。

37 ページの下に、「以下、具体的な例」として、Aさんの事例（認証の有効期間内に20点を満たした場合）がある。Aさんは、認証アーキビストとして活動した1年目から5年目の5年間で、1年目は5点、2年目は5点、3年目は5点、4年目は6点、5年目は3点、合計で24点を取得しているため、5年目に更新申請を行い、認証委員会で確認されれば、さらに5年間、「認証アーキビスト」の名称が使用できるという事例である。

次にBさんの事例（認証の有効期間内に活動したが、20点を満たせなかった場合）である。Bさんは、1年目が5点、2年目が5点、3年目が1点、4年目が3点、5年目が2点、合計で16点となるため、5年目では更新基準点数を満たせなかった。仮に更新申請が行われても、「否」となるため更新できず、5年間の有効期間が満了した後は「認証アーキビスト」の名称を使用して活動はできなくなる。今回の案は、このような方に対して、認証の有効期間が経過した後であっても、直近の5年間の実績をもって更新申請が行える仕組みを新たに設けるものである。

Bさんの事例では、5年目の有効期間満了時において更新基準点数を満たせなかったが、6年目に更新申請する場合、その年から遡って5年間の実績で申請できるため、カウントは2年目の5点から始まる。6年目は5点であるため、 $5 + 1 + 3 + 2 + 5$ で合計16点になるため、この時点でも更新基準点数の20点に満たないことになり、更新はできない。7年目も、3年目から7年目を足し上げると、 $1 + 3 + 2 + 5 + 5$ で合計16点になるため、この時点でも更新できない。8年目はどうかというと、今度は8年目から遡って5年間であるため、4年目から足し上げると、 $3 + 2 + 5 + 5 + 5$ で、合計20点になる。その時点でご本人から更新申請が行われ、認証委員会で確認が取れれば、9年目から5年間、再び「認証アーキビスト」の名称を使用して活動することができる。

また、Cさんの事例（認証の有効期間内にほぼ活動できず、期間経過後に活動を再開）は、Bさんの事例と同じで、例えば10年など、長年アーカイブズに係る業務や活動から離れていても、改めて業務や活動を再開した場合には、申請しようとする年から遡って5年間で20点以上取得できていれば、更新を認めるという例である。

認証アーキビストが更新を必要とする理由については、「申請の手引き」36 ページのQ7-1に、「アーカイブズやアーキビストを取り巻く環境は日々変化しています。このため、認証アーキビストには、社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、最新の動向を把握し、対応していくことが求められます。」と示しているとおりであり、これを踏まえ、認証

の有効期間を無期限とせず、一定の活動を評価できた人を5年間ごとに更新していく仕組みとなっている。一度認証を受けた方については、アーカイブズに係る専門性は期限なく有していると認めることとしていることから、一定の期間きちんと活動したことが確認できれば更新されていくという仕組みとなる。あくまでも一度認証を受けた者については、有効期間が切れたとしても再申請は認めず、更新の申請のみを受け付けるということになる。以上です。

- 高埜委員長 資料6に基づき、まず「1 検討事項」の「(1) 認証更新できなかった場合の措置」であるが、これについては、資料5の「申請の手引き」36ページ以降にも記載がある。つまり、この「申請の手引き」を来月公表するため、本日の認証委員会において、認証更新できなかった場合の措置をこのように取り扱うことでよろしいかどうか、その点をまず確認させていただきたいということである。何かご質問、ご意見あればお願いしたい。
- 井上委員 更新の仕組みそのものでないが、先ほど「申請の手引き」37ページのところで、一度認証アーキビストとして認証された場合、再度の申請は受け付けられないと説明があった。それは、過去の実績や実務経験で専門性が確認されていて、その後、新たな知識を獲得しているということを確認した上で更新するべきものだからだと。少し気になったのは、もともと最初の認証を受けるときの実務経験については、ものすごく昔のものでも構わないという立てつけになっている。そうすると、20年前まではアーキビストとして実際に実務をやっていたけれど、その後全く実務を行っていないという方でも構わないということになるが、その辺りをもう少し教えていただければと思う。
- 幕田首席公文書専門官 令和2年度の開始前に、アーキビスト認証準備委員会でもいろいろ議論があり、現役性をどう問うかという点については問わないということで整理をした。井上委員がおっしゃるように、30年前の活動をもって申請したとしても、職務基準書に示された職務を遂行していれば対象になるとしている。アーカイブズ業界でいろいろ汗をかいてきた方々、一生懸命取り組んできた方々に対しては、資格というよりは勲章になってしまうかもしれないが、現役性は問わないということで、この仕組みは最終的には収めることになった。
- 高埜委員長 ほかの点はいかがか。
- 大友委員 認証アーキビスト審査規則別表2「認証アーキビストの活動に関する標準点数」について、具体的なアーカイブズに係る業務に就いていると年3点入るが、それだけだと5年間で15点しかたまらない。20点を満たすためにはあと5点、何らかの取組をしなければいけないという仕組みだと思うが、お勤めの方の場合、残り5点を充足させるための方法の1つとして、研修会等の受講がある。その場合、所属先である館が職員を研修に参加させるための仕組みを持っているかどうか問題となる。あるいは、自力で参加する形で5点稼げるような仕組みが、社会として存在するのかということを理解しておく必要があると思う。
また、各館が、論文や報告書を刊行しているかどうか。刊行している機関だと、論文や報告書を発表することのハードルが低いと思うが、学会誌に投稿しなければならないとなると、かなり負担が大きくなると思う。更新の仕組みを考える上で、研修会の受講や論文などの発表でスキルを高めるということについて、全国公文書館長会議などで強くお願いしなくてはいけないことかと思う。つまり、申請する側に全て丸投げではなくて、更新しやすいような環境を整えていく必要がある。特に市町村は、館の紀要などを刊行していないところもあるので、少し不平等だという意見も出てきかねないと思う。
- 高埜委員長 今の委員からの発言は、今後の普及活動の中で折に触れ、アーキビストの環境を改善していく、例えば研修に奮って参加してもらい、館で紀要を発行してもらい、などを促していくことが大事ということだろう。この点については、全国公文書館長会議のような場で少しご説明いただくと効果があるのかと思う。委員の発言は、質問というよりは要望という形で受け止めていただくとよいと思うが、事務局はいかがか。
- 幕田首席公文書専門官 アーキビスト認証の仕組みをつくったときには、当時の加藤館長もおっしゃっていたが、環境が整っていないことは承知しているが、今、この仕組みをつくり、開始することが大事なんだと、風が吹いているときにやるべきだということで進めてきた。後追いにはなるかもしれないが、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会や当館などが主催す

る研修などで、認証アーキビストの方々に講師をしていただき、若い方々に自分の知見を伝えていく、そして、ブラッシュアップしていただくような場を少しずつ作っていく、という意識を持ってやるのが大事だと思う。引き続き大友委員、高埜委員長からのご意見を踏まえて取り組んでいきたい。

- 大友委員 対象を認証アーキビストに絞った研修会のようなものを、国立公文書館が設定することもよいのではないかと思う。
- 幕田首席公文書専門官 国立公文書館は国立公文書館法に示された業務の枠内で行うことになるが、大友委員がおっしゃるように、しっかりと認証アーキビストの方々が研さんを積める場をつくるということは大事だと思っている。これについては、国文学研究資料館などの取組も期待しているが、アーカイブズ業界全体でしっかりと取り組んでいくことが望ましいと考えている。
- 高埜委員長 それでは、資料6の「1 検討事項」については、こういう形で進めていただくということにしたい。では、引き続いて「2 意見交換事項」について、まず事務局からご説明をいただきたい。
- 梅原統括公文書専門官 資料6の「2 意見交換事項」についてご説明する。

前回の委員会でご意見をいただいた更新の具体について、この後、3つの観点から時間の許す限りご意見をいただき、その方向性を見出すため、改めてご提案したいと考えている。

まず1点目は、育児・介護休業における更新の特例措置を設けるか否かについてである。前回の委員会では、特例的な規定を設けなくてもよいのではないかというご意見もあったかと思う。これについて、特例措置を設けるか否か、今一度ご意見をいただきたい。

2点目は、さきほども少しご発言があったが、認証アーキビスト審査規則別表2の中に示す「研修会等」の具体化についてである。更新の際に必要なポイントについて示している規則別表2の中の「研修会等」のレベル感について、前回の委員会でも十分ご議論いただく時間が取れなかった。資料6裏面をご覧ください。参考として、これまでに調査した研修を列挙している。国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ及びⅢ、国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ（長期コース）の3つの研修は、既に認証の要件となっている。アーカイブズに係る研修が十分に整備されていない状況で、認証アーキビスト審査規則及び細則に具体的な研修名を列挙することは、現段階では難しいと考えており、代わって「申請の手引き」の「よくある質問（FAQ）」に、下限の点数となる「研修会等（1日以下、標準点数3点）」として、具体的な研修名を例示することができればと考えている。ここについて率直なご意見をいただきたいと考えている。

3点目は、新規項目の追加についてである。既に認証アーキビスト審査規則別表2に示す3つの要件、①知識・技能等、②実務経験、③調査研究能力で、更新の仕組みを整えているが、この3つの要件以外の事項があるのではないかということをご提案させていただく。例えば、認証アーキビストが有識者として「公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画」して、様々な活動をした場合についても更新のポイントとなるよう追加したいと思うが、いかがであろうか。また、被災公文書等の救援活動等についても、社会貢献活動として加点できるよう、今の3つの要件の外にもう一項目を立項してはどうかと考えている。

これらについて、方向性等についてのご意見をいただきたい。

- 高埜委員長 この「2 意見交換事項」については、今日結論を出すのではなく、委員の先生方からいろいろな発想をお出しいただいて、今後なお継続して議論していくこととしたい。そのため、こういう事例にも考慮してはどうかなど、いろいろとご意見をお出しいただけると幸いである。
- 太田委員 最初の「(1) 育児・介護休業における特例措置」について、令和3年度の「申請の手引き」には反映させないということであったが、既に「よくある質問（FAQ）」の36ページ以降に「更新について」として、Aさん、Bさんなどの更新の具体的な事例をあげており、この点に関係してくるのではないか。仮に「育児・介護休業における特例措置」を設けた場合、育児や介護による休暇を取得した期間をカウントしないで5年間の計算をするのか。それとも特例措置となると、「認証アーキビスト」の名称は、休暇を取得していた期間

を含めて使用できることになるということか。そうすると、今年の「申請の手引き」で示した更新の仕組みとは少し違った形になってくる。

- 幕田首席公文書専門官 前回の委員会においては、そのようなイメージで示していた。つまり、更新の要件として5年間の実績を評価するにあたって、仮に育児休業が3年あった場合、トータルで8年間となるが、そのうち実質的に活動した5年間をもって更新申請ができる仕組みとしていた。今回は、育児・介護休業における特例措置を設けるべきかどうか、また設けるのであればどのような形がよいか、改めてご意見をいただきたい。

先生方に個別にヒアリングをしたときには、やはり育児・介護休業法に基づく仕組みとすると、どちらかというと正規雇用で働いている方々が中心になる。しかし地方公共団体などでは、現に非常勤で働いている方が多いため、せっかくこのような仕組みを設けたとしても、これを利用できる人と利用できない人で差が出てしまうのではないかとのご意見をいただいた。やはり設けるとしても、特権的にならない方がよいと考えており、前回の委員会に提出した案については、いったん白紙とし、今回改めてここを意見交換の場としたい。

- 太田委員 承知した。非常勤の方の場合、育児休業や介護休暇を取得できない人が多く、離職するしかない。そうすると、更新のための猶予期間ということは、最初から認められないわけで、正規雇用の方のみ猶予期間を認めたら不公平という議論が出てくると思う。仕組みのつくり方により特例措置を設けるべきかどうか、少し変わってくるのではないか。

この点との絡みで、「よくある質問 (FAQ)」の表において、「「認証アーキビスト」の名称が使用できない」とされているが、何か私にはよく分からないというか、もう少し分かりやすい表現ができないかと思う。先ほどの説明のとおり、更新ができなかった場合は認証アーキビストとしては、一旦途切れるけれども、また5年間実績を積みば認証アーキビストになれる、つまり一定の権利は保留する形になっている。しかし一方で、もうこれで認証アーキビストとしての活動を辞めるといような人がいた場合、ずっと保留状態になってしまうのではないか。これは先の話であり申し訳ないが、まだ少し分かりにくい印象である。

- 高埜委員長 認証アーキビストの名称使用については、今後も検討を重ねていきたい。運転免許の場合、更新を怠ると免許は失効となり、運転することはできなくなるが、認証アーキビストはアーカイブズの仕事ができなくなるわけではない。名称の取り扱いについてもよい方法を考えたほうが良いと思う。

それから、育児・介護休業における特例措置については、今ご議論を伺っていても、ポジションの安定している正規雇用の方には意味のあることであるが、1年更新の非正規雇用の方からすれば、休業時における特例措置は、そもそも考えられない。今後状況が変化するかもしれない、現時点では、なお検討するということだろうか。

- 井上委員 育児・介護のために実務経験を中断しなければならない方について何らかの配慮をすることは賛成であるが、育児・介護休業という正式なものに絡めていくと、今お話があったように正規雇用と非正規雇用で差ができてしまう。非正規雇用の場合であっても、育児・介護のために実務から離れる人には配慮するということまで広げると、例えば育児・介護の理由以外で自分の意思にかかわらず実務を中断せざるを得なくなった場合、その方も気の毒ではないかという話になり、どこまでも広がってしまうところが難しいところだと感じる。その辺りを検討するに当たっては、やはりエビデンスとして、認証アーキビストあるいは認証アーキビストの候補になる方が、どのような雇用形態であるかについて、データを見せていただきたい。それを見た上で、どのような仕組みが望ましいかを考えれば良いのではないか。

- 高埜委員長 今の件について、事務局から説明があればお願いしたい。

- 梅原統括公文書専門官 現時点で、認証アーキビストの雇用状況についての情報は、持ち合わせていない。今後、少し検討させていただきたい。また、高埜委員長から検討を続けるという方向をお示しいただいたとおり、引き続き、検討させていただきたい。

- 高埜委員長 大友委員、どうぞ。

- 大友委員 感想になるが、今回事務局からお出しいただいた更新に係る資料については、大分すっきりして分かりやすくなったと思う。ただ、「「認証アーキビスト」の名称は使用できない」という記述については、これは少し考えるところがある。

この仕組みを考えると、認証アーキビストの資格を持つ、それを持っている人が雇用されるということが基本的な在るべき形かと思う。ところが、例えば「申請の手引き」39ページのCさんの事例を考えると、過去に認証アーキビストだったが、異動等により更新ができず、ようやくアーカイブズ機関に戻ることで活動が再開できた時点では、認証アーキビストと名乗れない。そもそも認証アーキビストの資格を持っている人がその職に就けるという形が一番いいのではないかと思うが、「申請の手引き」39ページのCさんの事例は、認証アーキビストと名乗れない人がアーカイブズ機関の職に就けるという事例になっている。それでいいのかという問題がある。

38 ページの下のBさんの事例の場合も、「認証アーキビスト」の名称は使用できないが、アーカイブズ機関で仕事をしているという形になっている。何度も言うように、認証アーキビストの資格を持っている人がアーカイブズ機関で働く、アーカイブズ機関で職を得られるということからすると、これは仕組みそのものに関わってきてしまう。こういう形での設定は、仕組みそのものを我々自身が傷つけてしまうようなことにならないかと思う。

- 幕田首席公文書専門官 今回の認証アーキビストの要件は3つあり、1つは知識・技能等の修得である。様々なご議論があると思うが、高等教育機関において知識・技能等を修得された方が、卒業と同時に准アーキビスト等の資格を得て、アーカイブズ機関へ就職するという道について、今後の検討事項としてはあると思う。現在は、どちらかというアーキビストとしての活動を既に始めている方に対して認証するという出発点になっている。理想と現実の話はあるかもしれないが、大友委員のおっしゃっていることは、大学院等の高等教育機関でアーカイブズを学問として学んでいる方々に対して、今後どうしていくのかという話にせざるを得ないのかなと思う。
- 高埜委員長 大友委員の発言の趣旨は、認証アーキビストとして就職したにもかかわらず、更新できなかったために、認証アーキビストと名乗れなくなってしまった、そういう場合に対するケアについてのご指摘だったように聞こえた。
- 大友委員 認証アーキビストが認証有効期間内の5年間で更新できなかった場合に、現にアーキビストとして職についていながら、認証アーキビストを名乗れないという状況が発生してしまうが、それでいいのかということである。つまり、更新できなかった場合は認証アーキビストを名乗れないというような形ではなく、速やかに更新をしなければならないという言い方でないと、認証アーキビストと名乗れないならば仕事から離れなくてはいけないのでは、という極論が出てくるのではないかと思う。
- 井上委員 多少関連すると思うため一言申し上げたい。更新の仕組みとは、そもそも何の目的でやるのかという考え方にあると思う。例えば、仕事を離れたり、非正規雇用で雇用が継続できていない状況で、認証アーキビストの更新ができなかった場合、その方々が新たに就職しようと思った際、履歴書に認証アーキビストとは書けないけれども、認証アーキビストの認証を受けたという事実は恐らく書けると思う。これは認証アーキビストの名称の使用に当たらないという理解になると思うが、そもそも認証アーキビストの名称の使用とは何なのかという話が出てくる。仮に履歴書に「令和〇年に認証アーキビストの認証を受けた」という記載がある場合、それが本当かどうかを確認できればいけないわけで、任意の機関が国立公文書館に対して問い合わせれば、国立公文書館は答えてくれるのか答えてくれないのか。あるいは、更新ができず資格保留とされた者も、更新した認証アーキビストと一緒に、アーキビスト認証のホームページに氏名を掲載しておいて確かめられるようにするのか。その辺りについて、ぜひ整理していただけるとありがたいと思う。
- 幕田首席公文書専門官 高埜委員長とも以前から同様の話をしているところである。名簿については、その時点の認証アーキビストである者がわかるように整理させていただく。その前提の上で、初めての更新までにまだ4年程あるので、今後しっかりと検討していきたい。
- 高埜委員長 運転免許証の場合は、失効すると自動車の運転はできなくなるが、認証アーキビストは違う。5年で20点に達していない方は未更新でしかなく、たとえ未更新であっても、認証アーキビストとして認証された者であるという事実は変わらない。
- 幕田首席公文書専門官 そのとおりであり、認証アーキビストとして認証されたという事実があり、その上に更新の仕組みが加わってくる。当館としてもそのように理解している。

○高埜委員長 来月以降、「申請の手引き」などが公表されるが、「認証アーキビスト」の名称を使用できない」という部分については、もう少し説明を加えていただけると、誤解が生じないと思う。

井口委員、先ほど挙手されていたことに気がつかず、大変失礼した。井口委員、ご発言をお願いしたい。

○井口委員 あまりうまく聞き取れていない部分があるので、議論を蒸し返すようになるかもしれないが、お許しいただきたい。

まず、育児・介護休業における特例措置の提案については、基本的に異論はない。現在では非正規雇用である臨時職員や嘱託職員で採用されている方でも、育児・介護休業などは取得できるようになっており、その休業期間を特例として省くことは、いいことだと思う。問題は、認証アーキビストである人が、働く意思は十分あるが、3年程で臨時職員の職さえも失い、認証の有効期間の残り2年間で空白になってしまう場合、そういう人たちの認証の有効期間の延長はできないとなると、非正規雇用である人にとってはもっと大きな不利が起こり、不満が起こると思う。

それからもう一つは、新規項目の追加について、これは現に認証アーキビストの資格を持っている人が対象であるのか、そうではないのか。被災地の公文書救援活動など、そういう活動に参画されている人については、仕事の続きとして認めようという提案なのか、そうではなく、今は認証アーキビストの資格を持っていないが、認証アーキビストに申請しようという人がこういう活動をしている場合、それも実務経験として認めようという提案なのか、うまく理解できなかったの、教えていただきたい。

○高埜委員長 ありがとうございます。では、事務局から今の点をご説明いただきたい。

○梅原統括公文書専門官 2つ目のご質問からお答えしたい。新規項目の追加については、認証アーキビストの資格を持っている方が更新する際に、被災公文書等の救援活動をポイント化し認めてはどうかという提案である。これから認証アーキビストに申請しようという人については、既に認証要件が決まっているため、考慮しない。

○井口委員 承知した。

○梅原統括公文書専門官 1点目については、どのようにお答えしていいのか、今うまく捉えられないが、いろいろ検討すべきことがあるというところは理解したつもりである。

○井口委員 後日また継続して検討いただくということでお願いしたい。

○梅原統括公文書専門官 はい。

○高埜委員長 どうもありがとうございます。育児・介護休業に関わる特例措置については、様々なケースが考えられ、また根本的な理解にも及ぶことであるため、今後も丁寧に議論を重ねていく必要があると思う。

それから、(3) 新規項目の追加について、被災公文書等の話、あるいは委員会・審議会等への委員としての参画なども入れていただいて、結構だと思う。

もう一点、これは私からの質問であるが、大学、大学院の教育機関における教員の教育活動について、数は少ないけれども、実務経験の対象になるのではないかという議論、検討もここでしておく必要があるかと思う。研修の講師に近いと思うけれども、より教育に特化した、そういう活動についても対象にしてよいのではないかと思うが、事務局はどうお考えか。

○梅原統括公文書専門官 大学、大学院の教育機関における教育活動は職務基準書の中に職務として位置付けられていないので、認証アーキビストの審査において実務経験として評価することは難しいと思う。他方、更新のポイントとして「研修等の講師」という項目がある。その「研修等の講師」の中に、大学、大学院の教育機関における教育活動を含めることができると思う。その辺も整理して、次回ご意見をいただきたい。

○高埜委員長 ありがとうございます。そのほかに新規項目の追加などでご意見があればお願いしたい。

なお「2 意見交換事項」については、本日で結論を出すということではなくて、先ほど申したように、今後も議論を重ねていくということとしたい。「1 検討事項」については、先ほどご承認いただいたと理解している。

- 井上委員 形式的なところで恐縮だが、「申請の手引き」の目次を見ると、その中には更新という項目が立っていない。「よくある質問」で突然、更新の話が出てくる。この「申請の手引き」とは「申請するための手引き」であるため、更新の項目は目次には要らないということもあり得ると思うが、「よくある質問」には更新が記載されているので、少し気になった。ここはどういう整理になっているのだろうか。
- 伊藤上席公文書専門官 将来的には「更新の手引き」というものが必要になろうと考えているが、更新については、ご議論いただいているとおりに、まだ検討途上にあり、「更新の手引き」を別個に用意する段階には至っていないと考えている。ただし、既に認証を受けた方にとっては、更新に係る情報は知りたい事項であると考え、「申請の手引き」の「よくある質問 (FAQ)」の中に参考として掲載し、同様の情報をアーキビスト認証のホームページにも、掲載して周知を図っていこうという趣旨である。
- 井上委員 了解した。
- 高埜委員長 それでは、議題3のその他について事務局よりご説明をいただきたい。

議題3 その他

- 梅原統括公文書専門官 私から、1点ご報告する。アーキビスト認証の実施、それから今後の拡充に向けて、約100館ある全国公文書館長会議の構成館にご協力をいただき、アンケートを実施した。各館における専門人材の現状あるいは今後の展開について、ご意見、ご要望を含めてお聞きした。このアンケートについては、普及活動も兼ねてもう少し丁寧に各館へのヒアリング等も実施したいと考えており、内容が整理できたところで改めてご報告したい。また、井上委員から意見もあったように、実際に勤務している方たちの現状についても、機会があれば調査を工夫していきたいと思う。
- 高埜委員長 それでは、冒頭でもご案内申し上げたが、杉田内閣府公文書管理課長が先ほどからご参加いただいている。杉田課長、ご発言をお願いしたい。
- 杉田課長 遅れて参りまして、失礼いたしました。
今回はその他の議題ということで、4月9日に開催された公文書管理委員会で配布した資料4「行政文書管理の中核を担う専門人材の育成・確保について(素案)」をお配りした。前回の認証委員会の場でも、いわゆる准アーキビストについて、Aタイプ、それからB・Cタイプの違いをご議論させていただいた。その場で出たAタイプのイメージの議論を、4月の公文書管理委員会でキックオフした形になっている。委員会ではいろいろご意見をいただき、アーキビスト認証委員会でもあったとおりに、別のものだという話、あるいは一体化して専門職として育成、活用していくべきという意見もあった。Aタイプについては、役所の中の職員に、公文書管理に関する知識を研修等で身につけていただいて、育成して配置していくという考え方でやっている。4月の段階では、役所の文書管理の中核を担うということで、CRO室に配置される専門人材がどういった業務をやるのか、どういう能力が求められるのか、あるいは、役所でそのような人材を育成・確保する具体的な取組にどういったものがあるのかについて、資料4の裏面に書いてある①キャリアパスの構築、②研修の充実、③OB・OG人材の活用の3点を提案したところである。いろいろ議論はあったが、人事管理の在り方ということや、しっかりと使う側の方々に専門人材の重要性が伝わっていないかもしれないというご意見や、あるいは情報公開に対応できる人材の確保が大事であるというご意見もあった。それから、定年を延長するという問題があるが、いわゆるOB・OG人材を活用することなど、様々な議論があった。また、認証委員会との関係では、切り離してやるのか、一体化してやるのかということも依然としてあるけれども、いただいたご意見を踏まえて、次回の公文書管理委員会で議論しようと思っており、一定程度の方向性は出てくるのだろうと考えている。いずれにしても、一番大事なのは、いわゆるアーキビストと官庁での現用文書管理における専門人材は、有機的に連携を取ってやっていかないといけないことは紛れもない事実であるし、まさに今アーキビストということで認証された方々からは、役所の現場において専門的、技術的な助言をいただいております、レコードスケジュールの設定、廃棄協議等々、それから研修等の場面でも、役所の文書管理について非常に

いい研修講師としてアドバイスをいただいているという実態もある。あともう一点、各府省への派遣ということで、内閣府でやっている公文書の点検・監査へ、いわゆるアーキビストの派遣をしていただき、実際に同行いただいて、内閣府が各役所に対して監査する際に有益なアドバイスをいただいている。引き続き、認証アーキビストの知見を役所の現場でも活用していき、活用を広げていきたいと思っている。また、次回の認証委員会においても、こちらの議論の状況をご紹介したいと考えており、ご示唆をいただけるとありがたいと思っている。引き続きよろしくお願ひしたい。

- 高埜委員長 ありがとうございます。次回の公文書管理委員会の日程は決まっているのか。
- 杉田課長 7月下旬ぐらいかと考えている。
- 高埜委員長 杉田課長から現状についてお知らせいただいたが、この点に関して何かご発言はあるか。

それでは、本日の議題について一通り終わったので、最後に鎌田館長からご挨拶を頂戴したい。よろしくどうぞ。

- 鎌田館長 本日、長時間にわたり大変熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。おかげさまで今年度のアーキビスト認証の実施の基本的な方向が定まったと思っている。本日いろいろとご意見を頂戴して、修正すべき点があったかと思う。今後、それらを取り込んでアーキビスト申請に係る手続を確定し、できるだけ早く公表したいと思っている。また、申請を促すための説明会等を様々な形で展開し、早期に認証アーキビストを定着させると同時に、ますます多くの方々に応募していただけるような環境を整えていきたいと思っている。なお、さらに検討すべき事項、継続審議とした事項もあるので、こうした点についても当館としてしっかりと対応を進めていきたいと考えている。10月に入ると審査が開始されるので、委員の先生方には大変な作業をお願いすることになると思うが、ただいまお話があったように、認証アーキビスト自体をどのように社会の中で位置づけていくかという根底的な問題についても、ご意見を承りながら検討していかなければいけないと考えている。審査のみならず、アーキビスト認証の仕組み、あるいは具体的な運営の中で見つかってきた様々な問題等々につき、引き続き先生方のご指導、ご助言、ご協力を賜りながら進めてまいりたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

- 高埜委員長 どうもありがとうございます。
それでは、事務局より連絡事項をお願ひしたい。

- 梅原統括公文書専門官 事務局からは2点ある。
本日の議事の記録については、後日ご確認をお願ひしたいと思っている。
次回の委員会は、申請受付が始まる前の8月下旬を考えている。また改めて日程の調整をさせていただきたい。次回は、残っている課題である、更新方法の確認あるいはアーキビスト認証の拡充検討がテーマになると思う。

- 高埜委員長 次回、8月下旬で調整ということであるので、杉田課長からは、7月下旬の公文書管理委員会の様子を、情報のご提供をいただければ幸いである。
それでは、以上をもち、第8回アーキビスト認証委員会を閉会とする。

以上